

## 松島町公式キャラクター「どんぐり松ちゃん」着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松島町公式キャラクター「どんぐり松ちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）について、財産の交換、譲与等に関する条例（昭和39年松島町告示第27号）第4条の規定により、無償で貸し出すことに関して必要な事項を定める。

(貸出対象者)

第2条 着ぐるみの貸出しの対象とする行事は、次に掲げるものとする。

- (1) 町内に拠点を置く団体のうち、自治会等、特定非営利活動法人、社会福祉法人その他の公共的法人（法人格がないものを含む。）が開催する行事で、収益を上げることが主たる目的としないもの
- (2) 町内に店舗、工場、事業所、営業所等を有する企業等が開催する行事で、当該使用が町又は町産品のPRに寄与すると認めるもの
- (3) 本町への更なる集客を図ることに有効であり、かつ、本町のイメージの向上に寄与すると町長が認める行事であって、次に掲げるもの
  - ア 本町の観光情報を多くの人に知らせることができる行事
  - イ 本町の認知度の向上に寄与する行事
  - ウ どんぐり松ちゃんの認知度の向上に寄与する行事
- (4) 町民のコミュニティ形成を推進することを目的に開催される行事であって、次に掲げるもの
  - ア 町内地域のコミュニティ行事
  - イ 町民向けの啓発、周知等の行事
  - ウ ア及びイに掲げるもののほか、町長が公益性を認める行事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当であると認めるもの

(借用の申請)

第3条 着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「希望者」という。）は、あらかじめ松島町公式キャラクター「どんぐり松ちゃん」着ぐるみ借用申請書（様式第1号。以下「借用申請書」という。）を町長に提出し、その承諾を得なければならない。

2 借用申請書は、使用の6月前から1月前までに町長に提出し、その承諾を得なければならない。ただし、町長が適当と認める場合は、この限りでない。

3 町長は、借用の希望日が同一である場合は、申請の先着順により承認の可否を決定するものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(貸出承認)

第4条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が町又は町産品のPRに寄与すると認めるときは、貸出しの承認（以下「貸出承認」という。）をするものとする。

2 町長は、貸出承認を行ったときは、松島町公式キャラクター「どんぐり松ちゃん」着ぐるみ貸出承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 町長は、着ぐるみの貸出し及び使用方法等について、条件を付することができる。

（貸出承認の制限）

第5条 町長は、第3条の申請があった場合には、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合には、不承認とし、松島町公式キャラクター「どんぐり松ちゃん」着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(1) 町及び公式キャラクターの品位を傷つけるおそれがあるとき。

(2) 特定の個人、企業及び営利団体、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(4) 営利目的のみの活動に使用するとき。

(5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。

(6) 着ぐるみを使用できない状態にあるとき。

(7) 第8条第1項各号に規定する遵守事項に従って着ぐるみを使用しないとき。

(8) その他町長が不適切であると認めるとき。

（使用料等）

第6条 着ぐるみの使用料は、無料とする。ただし、運搬等に係る経費は、貸出承認を受けた者（以下「使用者」という。）の負担とする。

2 着ぐるみの借受け及び返却は、本町の指定する場所において行うものとする。

（貸出期間）

第7条 着ぐるみの貸出期間は、貸出し日から返却日を含めて原則として7日以内とし、使用者は、貸出期間が満了する日までに返却しなければならない。

（遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 貸出承認を受けた使用期間を遵守すること。

(2) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。

(3) 貸出承認を受けた用途のみに着ぐるみを使用すること。

(4) 着ぐるみを雨天時には屋外で使用しないこと。また、屋外で使用中に雨天となった場合は、速やかに屋内に退避するとともに、着ぐるみの汚損等を除去し、

清潔に保つこと。

- (5) 前号に掲げるもののほか、着ぐるみが汚損しないように努めること。
  - (6) 着ぐるみの脱着は、関係者以外の目に触れない場所で行うこと。
  - (7) 着ぐるみの操作者は、着ぐるみ装着中に発声しないこと。
  - (8) 着ぐるみの装着及び脱着には、必ず1名以上の補助者をつけること。
  - (9) 着用者は体調に問題がないことを確認した上で着用すること。
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に付した条件に従って使用すること。
- (承認の取消し)

第9条 町長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出承認を取消すとともに、以後の当該使用者に対する着ぐるみの貸出しは行わないものとする。

- (1) 本要綱に違反したとき、又は本要綱を違反することが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により貸出承認を受けたとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により貸出承認を取消したときは、松島町公式キャラクター「どんぐり松ちゃん」着ぐるみ貸出承認取消通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

3 前項の規定により、貸出承認の取消しを受けた者は、速やかに着ぐるみを町長へ返却しなければならない。

4 町長は、貸出承認の取消しにより使用者に生じた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(返却)

第10条 返却の際は、松島町公式キャラクター「どんぐり松ちゃん」着ぐるみ返却届兼借用報告書（様式第5号）を提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(原状回復)

第11条 使用者は、着ぐるみ等を滅失、破損又は汚損等その他損害を発生させた場合は、その損害の程度により、現物又は実費による賠償、補修又はクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

2 使用者は、前項の規定により、賠償、補修又はクリーニング等を行う場合は、事前に町長に報告し、その指示に従わなければならない。

(損害等の責任)

第12条 着ぐるみの使用により使用者が被った被害、使用者が第三者に与えた損害その他着ぐるみの使用に伴い発生した事故等の責任については、使用者に帰属

し、町はその責任を一切負わないものとする。

(事務)

第13条 この要綱に関する事務は、企画調整課で行う。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみを貸し出す場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月24日から施行する。